

平成28年度 日本学生支援機構 第二種奨学金（短期留学）の予約について

日本学生支援機構は、在学中に海外の短期大学・大学・大学院へ短期留学する学生に対して、**有利子奨学金**の貸与制度を設けており、平成28年度分は下記のとおり募集します。

記

1. 申込資格

愛媛大学に在籍し、海外の大学等に短期留学（期間が3ヶ月以上1年以内）をする者で、次のいずれかに該当する留学であること。

- ①愛媛大学の学生交流に関する協定に基づく留学
（協定校は各学部で確認してください。）
- ②留学により取得した単位が、愛媛大学の単位として認定される留学
- ③大学院生の研究留学で、学長が有意義と認めた留学。この場合は、単位認定されなくても対象となります。

〔※資格を満たしていても貸与が認められないケースもありますので、学生生活支援課までお問い合わせください。〕

2. 申請期限等

	留学開始月	申請期限	採用候補者決定時期
1回目	平成28年4月 ～平成28年7月	平成28年1月15日（金）	平成28年 2月下旬
2回目	平成28年8月 ～平成28年11月	平成28年5月13日（金）	平成28年 6月下旬
3回目	平成28年12月 ～平成29年3月	平成28年9月16日（金）	平成28年10月下旬

3. 貸与月額（有利子）

学部生 → 3万円・5万円・8万円・10万円・12万円から選択
大学院生 → 5万円・8万円・10万円・13万円・15万円から選択
※希望者には「留学時特別増額貸与奨学金」として、さらに10万円～50万円
（10万円単位）の貸与が受けられます。

申込希望者は学生生活支援課で申請書類を受け取り、提出してください。

（城北キャンパス以外の学部・研究科については、所属の学務チームで行ってください。）

申請後、大学及び日本学生支援機構で審査・選考の上、採用候補者としての可否が決定されます。